資料Ａ

瀬戸市高齢者総合計画

（第10期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

～やすらぎプラン２０２７～

第３章～第４章（案）

目　次

第３章　基本理念と施策体系 1
１　基本理念 1
２　基本目標 3
３　施策体系 5
４　瀬戸市ロジックモデル 6

第４章　目標ごとの施策の展開 8
基本目標１　高齢者がいきいきと暮らし活躍できる社会の実現 8
基本目標２　積極的な健康づくりと介護予防の推進 11
基本目標３　住み慣れた地域における生活の継続支援 14
基本目標４　尊厳を持って暮らし続ける地域社会の実現 18
基本目標５　持続可能な介護サービス提供基盤の構築 19

第３章　基本理念と施策体系

１　基本理念

介護保険制度の施行から26年が経過し、本市では介護予防に力点を置いた、より積極的な取り組みを目指し、医療・介護・福祉等の各事業を多面的、総合的に展開するための地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてきました。

今後、2040年に向け、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上人口の増加に伴い、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加も見込まれる中で、介護人材確保の制約や、近年ではヤングケアラーの問題など、高齢者を支える環境は、地域の関係者が協働し、課題解決に向け取り組む必要があります。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、高齢者自身も豊富な知識と経験を活かし、自らの役割を持ちながら、自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民が互いに、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながる「地域共生社会」の理念を中心に据え、2040年に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化を計っていきます。

さらには、令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、国の「認知症施策推進基本計画」の方向性や考え方を踏まえて、本計画に「認知症施策推進計画」を包含し、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けて取り組んでいきます。

このことから、本計画を策定するにあたり、これまでの基本理念を継承し、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とします。

▸基本理念

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現

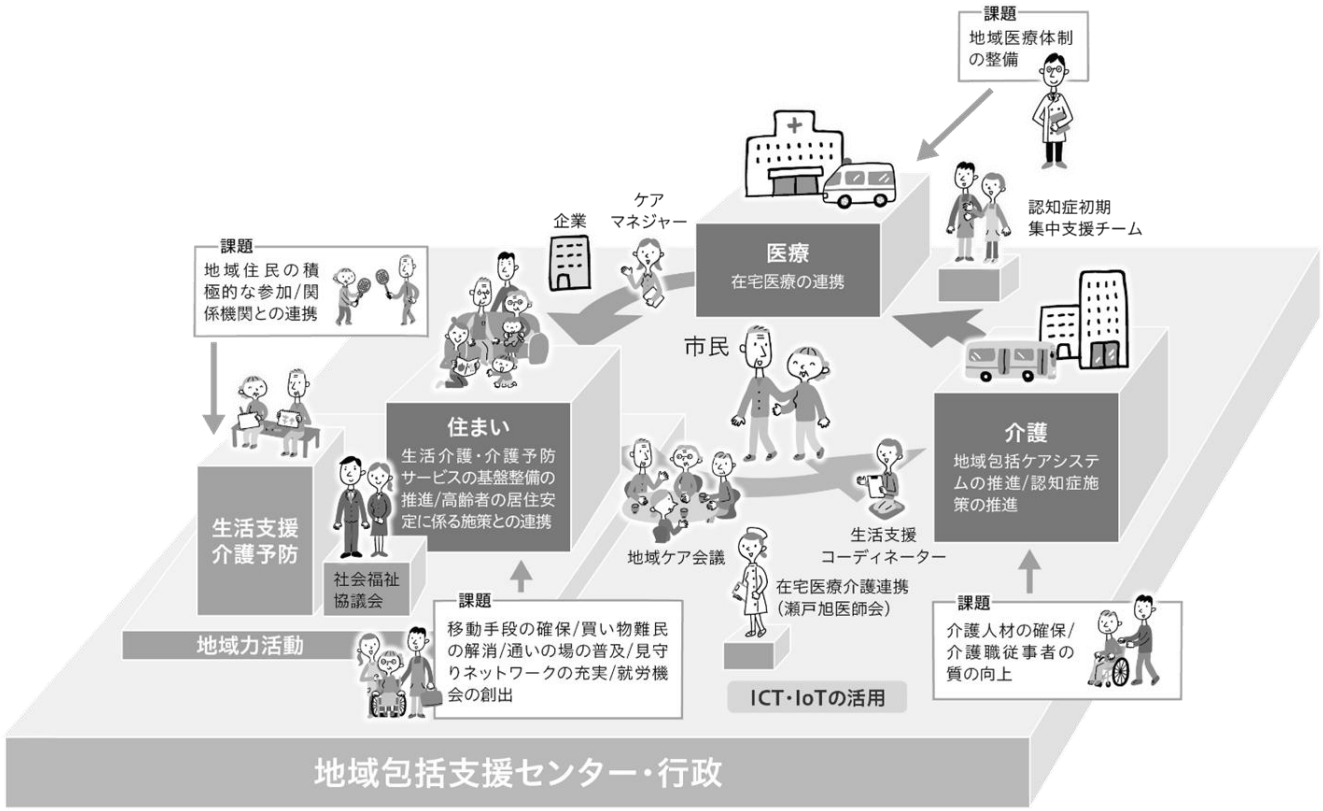
▸最終的な成果目標

最終的な成果目標
成果目標：高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現
成果指標：〇「生きがい」の有無（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
〇「生きがいを持って安心して暮らしていくことができる環境が整っていると思うか」（将来計画調査）
〇「幸福感」（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

※瀬戸市もーやっこシルバーケアシステムとは？

本市では、平成24（2012）年度に瀬戸旭医師会、瀬戸市、尾張旭市を中心とした「瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会」を発足、平成25（2013）年度には在宅介護医療の連携促進ツールとして「瀬戸旭もーやっこネットワークシステム」の運用を開始し、支援機関の連携強化に努めています。これまでの瀬戸市高齢者総合計画において、地域を支える本市版の地域包括ケアシステムを「瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム」と名付け、その構築に取り組んできました。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくために、高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みを指します。

▸瀬戸市もーやっこシルバーケアシステムイメージ図



2　基本目標

基本目標１	高齢者がいきいきと暮らし活躍できる社会の実現

高齢者が自ら習得した経験や知識を活かし、学習やスポーツ等を通じて自分に合った活躍の場を見つけることができるよう支援します。また、サロンなどの通いの場の充実等、地域で元気に生活を続けるための支援を行います。

成果目標：住民が社会参加する多様な場がある
成果指標：①社会参加率の割合　○%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
②外出の回数　○%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
③外出を控えている割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

基本目標２	積極的な健康づくりと介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康的な生活を送ることができるよう、疾病の予防・早期発見や自己管理等、健康に関心を持つ機会を提供することで、一人ひとりが楽しみながら健康維持と疾病予防を実践する社会を目指します。また、関係機関等と連携し、健康寿命の延伸を図るとともに、各種介護予防事業を推進します。

成果目標：健康づくりに向けた支援、サービスがあり、住民が主体的に取り組むことができる
成果指標：①新規要介護認定者の平均年齢　○歳（市の統計）
②各リスクの割合　○%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

基本目標３	住み慣れた地域における生活の継続支援

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、さまざまな福祉サービスや家族介護者への支援に取り組みます。また、認知症に関する周知・啓発を進めるとともに、認知症高齢者を早期に必要なサービスにつなげる仕組みの構築を進めます。

成果目標：多様な生活ニーズに対応できる支援が多様な主体から連携して提供されている
介護が必要になっても在宅生活を継続できる
成果指標：①施設への入居希望の割合　○%（在宅介護実態調査）
②家族の就労状況　○%（在宅介護実態調査）
③福祉や介護に関する情報＜市役所・地域包括支援センター＞
○%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
④在宅での看取りの割合　○%（在宅介護実態調査）
⑤コグニチェックリスト　（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

基本目標４　尊厳を持って暮らし続ける地域社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けるために、高齢者虐待防止の取り組みや高齢者虐待の対応の強化等、高齢者の人権を守る取り組みを推進します。また、民法等の一部改正による成年後見制度の改正を踏まえて、制度内容の市民への周知啓発、制度利用の支援を図ります。

成果目標：高齢者の権利利益が擁護されている
成果指標：①成年後見制度の認知度の割合　〇%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

基本目標５　持続可能な介護サービス基盤の構築

少子高齢化や現役世代の急減が進む中でも、良質な介護サービスを将来にわたって安定して提供し続けられる仕組みをつくるために、介護保険サービスの計画的な整備と並行して、相談体制の充実、介護サービスの質の向上、介護給付適正化に関する取り組みを推進します。

成果目標：住民が安心してサービスを利用できる環境がある
成果指標：①介護給付の計画との乖離（市の統計）
②介護人材の確保（介護人材実態調査）

※成果指標について、今後検討し修正する可能性があります。

３　施策体系

＜基本理念＞高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現

基本目標	施策の方向
１． 高齢者がいきいきと暮らし活躍できる社会の実現	（１）外出機会の創出 （２）学習への支援 （３）運動への支援 （４）趣味への支援 （５）交流の支援 （６）活動への支援 （７）就労への支援
２． 積極的な健康づくりと介護予防の推進	（１）保健事業と介護予防の一体的な推進 （２）健康づくりの推進 （３）介護予防の推進 （４）介護予防・生活支援サービスの展開
３． 住み慣れた地域における生活の継続支援	（１）在宅生活の支援 （２）安心への支援 （３）低所得者への支援 （４）安全への支援 （５）介護家族者への支援 （６）地域づくりの支援
４． 尊厳を持って暮らし続ける地域社会の実現	（１）高齢者の権利擁護
５． 持続可能な介護サービス提供基盤の構築	（１）地域包括支援センターの運営の充実 （２）介護保険サービス基盤の整備 （３）質の向上への取り組み （４）介護人材確保の取り組み （５）安心できる医療と介護の連携 （６）給付適正化への取り組み

4　瀬戸市ロジックモデル

基本理念		基本目標	中間アウトカム	
	最終アウトカム			
	成果指標		成果目標	成果指標
高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現	「生きがい」の有無（ニーズ調査） 「生きがいを持って安心して暮らしていくことができる環境が整っていると思うか」（将来計画調査） 「幸福感」（ニーズ調査）	①高齢者がいきいきと暮らし活躍できる社会の実現	・住民が社会参加する多様な場がある	ニーズ調査 〇社会参加率の割合 〇外出の回数 〇外出を控えている割合
		②積極的な健康づくりと介護予防の推進	・健康づくりに向けた支援、サービスがあり、住民が主体的に取り組むことができる	〇新規認定者の平均年齢 ニーズ調査 〇運動器の機能低下リスク 〇口腔機能の低下リスク 〇低栄養のリスク 〇閉じこもり傾向のリスク 〇物忘れのリスク 〇転倒のリスク 〇IADL（手段的自立度）のリスク 〇虚弱のリスク
		③住み慣れた地域における生活の継続支援	・多様な生活ニーズに対応できる支援が多様な主体から連携して提供されている	〇要介護認定率 在宅介護実態調査 〇施設への入居希望の割合 〇家族の就労状況 〇訪問診療を利用していない割合 ニーズ調査 〇福祉や介護に関する情報（市役所・包括） 〇在宅での看取りの割合 〇コグニチェックリスト
		④尊厳を持って暮らし続ける地域社会の実現	・高齢者の権利利益が擁護されている	ニーズ調査 〇成年後見制度の認知度
		⑤持続可能な介護サービス提供基盤の構築	・住民が安心してサービスを利用できる環境がある	〇介護給付の計画との乖離 介護人材実態調査 〇介護人材の確保 〇

	主なアウトプット（活動）	
	目標	取り組み
①	（１）外出機会の創出 （２）学習への支援 （３）運動への支援 （４）趣味への支援 （５）交流の支援 （６）活動への支援 （７）就労への支援	（１）①外出支援　②通いの場等への支援 （２）①「大学コンソーシアムせと」による講座の充実 ②地区公民館・地域交流センターによる生涯学習事業の充実 （３）①総合地域スポーツクラブ活動事業の支援 ②生涯スポーツ教室及び大会の充実 （４）①市民向け講座の開催 （５）①高齢者と保育園及び小・中学校との交流事業の充実 （６）①老人クラブ活動の支援　②ボランティア活動等の支援 ③認知症サポーターの養成・活用　④介護予防・生活支援員養成研修 ⑤元気高齢者サポーター養成講座　⑥地域力向上活動等の支援 （７）①シルバー人材センターとの連携　②ハローワークとの連携
②	（１）保健事業と介護予防の一体的な推進 （２）健康づくりの推進 （３）介護予防の推進 （４）介護予防・生活支援サービスの展開	（１）関係機関との連携体制の強化 （２）①各種がん検診の実施 ②健康教育、健康相談の実施　③特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査の実施 ④歯・口腔の健康づくり　⑤地域・各種団体との連携 ⑥予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）の実施 （３）①介護予防活動の普及・啓発　②大人の充活！ワンコイントレーニング ③シニア世代のスポーツ健康カレッジ ④大人オーラルケア教室　⑤地域はつらつ講座　⑥地域サロン等応援事業 ⑦大人の本気ダンスプロジェクト　⑧補聴器助成 （４）①介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防・生活支援サービス事業の実施 ③リエイブルメントの実施
③	（１）在宅生活の支援 （２）安心への支援 （３）低所得者への支援 （４）安全への支援 （５）介護家族者への支援 （６）地域づくりの推進	（１）①訪問理美容サービス　②配食サービス　③ごみのふれあい収集 （２）①もーやっこサポート事業　②瀬戸市居住支援協議会の活用 ③高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ④見守りネットワーク協定締結事業者との連携 （３）①介護福祉手当の支給 ②社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 ③特定入所者介護サービス費（補足給付制度）　④高額介護サービス費の支給 ⑤健康診断書料助成事業 （４）①バリアフリーに配慮した道路の整備　②高齢者の交通安全、防犯意識の高揚 ③災害時要配慮者対策（避難行動要支援者対策）　④福祉避難所の確保 ⑤感染症の流行・自然災害への備え （５）①相談体制の充実　②家族介護者の就業定着・就業支援の充実 ③認知症介護家族支援事業　④せとらカフェ （６）①地域ケア会議の開催 ②認知症に関する理解促進・相談先の周知 ③認知症初期集中支援チームの設置 ④ひとり歩き高齢者家族支援　⑤若年性認知症の方への支援 ⑥認知症おれんじ保険
④	（１）高齢者の権利擁護	（１）①成年後見制度の普及啓発 ②高齢者虐待の防止と早期対応 ③要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化 ④高齢者の投票機会の確保
⑤	（１）地域包括支援センターの運営の充実 （２）介護保険サービス基盤の整備 （３）質の向上への取り組み （４）介護人材確保の取り組み （５）安心できる医療と介護の連携 （６）給付適正化への取り組み	（１）①総合相談　②権利擁護　③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防マネジメント　⑤地域包括支援センターの体制強化 ⑥地域におけるネットワーク体制の構築と強化 ⑦生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置 （２）①サービス事業所の整備 ②介護保険制度の周知 （３）①事業所の指導・監督　②事業所への研修事業の実施 ③介護サービス相談員の派遣　④介護サービス事業者との連携強化 ⑤介護サービス情報の公表 （４）①人材の確保及び資質の向上　②介護現場における業務効率化 ③働きやすい環境づくり （５）①切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築　②人生会議（ＡＣＰ）の周知 （６）①要介護認定等の適正化　②ケアプラン点検　③縦覧点検・医療情報との突合

第４章　目標ごとの施策の展開

基本目標１　高齢者がいきいきと暮らし活躍できる社会の実現

施策の背景

- アンケート調査では、前回調査との違いとして、「生きがいがある」の割合が31.2%、「趣味がある」の割合が14.7%それぞれ減少しており、高齢者の生きがいづくり活動の支援の重要性がうかがえる結果となりました。
- 高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

施策の方向性

- 介護予防につながる運動機能や認知機能の低下を防ぎ、地域のつながりが維持できるような通いの場、よりどころ等の内容がさらに充実されたものとなるよう地域において自立支援に資する取り組みを推進します。
- 高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できるよう支援します。
- 高齢者が他の高齢者のための見守り、声掛け等の生活支援の担い手となることができるよう支援します。
- 要介護状態等になることをできる限り予防できるよう、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

（１）外出機会の創出

	施策・事業名	概要
①	外出支援	高齢者等の生きがいづくりや介護予防（フレイル対策）のため、「地域と高齢者一人ひとりがつながる」機会を創出することを目的に、住民が主体となって取り組む外出支援（おでかけ支援）活動を行います。
②	通いの場等への支援	地域の居場所「よりどころ」として、悩み事や困りごとなど、気軽に相談し、支えあい・助けあえる関係づくりのために住民、団体等が行う身近な地域の居場所を瀬戸市社会福祉協議会が認定しています（令和８年４月１日時点で 48 か所）。また、市内には、おおむね自治会連区を単位とした 19 の地区社協があります。通いの場等を通じ、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、運営者（担い手）への支援を行います。

（２）学習への支援

	施策・事業名	概要
①	「大学コンソーシアムせと」による講座の充実	加盟大学の特色を活かした、大学教員による専門的な講座を提供し、高齢者の学びの場、活躍の場の拡大を図ります。
②	地区公民館・地域交流センターによる生涯学習事業の充実	地域における生涯学習を推進するため、公民館及び地域交流センターが自ら企画、実施する生涯学習事業に対し、地域ニーズにあった多様な生涯学習講座や、地域課題の解決に資する講座の開設を支援し、高齢者の学びの場の創出と、地域課題の解決に寄与するよう支援します。

（３）運動への支援

	施策・事業名	概要
①	総合型地域スポーツクラブ活動事業の支援	地域住民を対象としたスポーツ教室を開催します。
②	生涯スポーツ教室及び大会の充実	子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめるディスクゴルフ教室や大会を実施しています。 スポーツ交流会として、子どもから高齢者・障害のある方まで広く参加できるボッチャの交流会を実施します。

（４）趣味への支援

	施策・事業名	概要
①	市民向け講座の開催	年間を通じて市民向けの各種講座を開催します。好評の講座を継続するとともに、参加者からの要望を取り入れた講座を開催し、学習機会を創出します。

（５）交流への支援

	施策・事業名	概要
①	高齢者と保育園及び小・中学校との交流事業の充実	公立の小・中学校ごとに地域の高齢者との交流を図ります。

（６）活動への支援

	施策・事業名	概要
①	老人クラブ活動の支援	高齢者が、仲間と共に生きがいを持てる心豊かな人生を送ることができるよう、「瀬戸あいあいクラブ」の活動を支援します。
②	ボランティア活動等の支援	瀬戸市社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターと連携し、高齢者が地域福祉の担い手として活動できる場を提供できるよう支援します。
③	認知症サポーターの養成・活用	認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法、支援のあり方等を習得し、本人や家族をあたたかく見守り、支援する認知症サポーターを養成します。また、市内の学校や自治会、事業者等へ働きかけ、認知症サポーターを幅広い世代に広げていき、地域において積極的に支援活動に取り組んでもらえるよう、環境づくりに努めます。
④	介護予防・生活支援員養成研修	介護事業所における人材の確保を図るとともに、就業を通じた高齢者の介護予防を目的に、身体介護を含まない生活支援訪問サービスの従事者を養成するための介護予防・生活支援員養成研修を開催します。
⑤	元気高齢者サポーター養成講座	介護予防を目的とした地域活動、まちづくり、ボランティア活動などの担い手づくりを行う講座を実施します。
⑥	地域力向上活動等の支援	地域における自主的な課題解決の活動を経済的に支援するとともに、地域力向上組織間の連携や市民団体、ＮＰＯ団体との協働ができるようコーディネートし、課題解決活動を支援していきます。

（７）就労への支援

	施策・事業名	概要
①	シルバー人材センターとの連携	健康で働く意欲のある高齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会の確保・提供をはじめ、安全対策や会員数の拡大への取り組みを支援します。
②	ハローワークとの連携	瀬戸市・尾張旭市の企業を集めた「就職フェア」を開催し、地域内の雇用促進に取り組みます。また、ハローワークの求人情報を周知するとともに、高齢者雇用に理解のある求人事業所を集めた求人面接会を実施します。

基本目標２　積極的な健康づくりと介護予防の推進

施策の背景

- 一般高齢者における要介護リスクについて、前回調査から全体的に悪化していませんが、転倒リスクのみ微増しており、引き続き介護予防の重要性が伺えます。
- 本市では、総合事業における事業対象者及び要支援者の専門職によるサービス（従前相当サービス）の利用割合が高く、今後予測される人材制約の中では専門職によるサービスで軽度者の生活を支えることはより困難になると予測されます

施策の方向性

- 高齢者が元気で自立した生活を営むことができるよう、フレイル対策や介護予防をより一層進めるにあたり、質の高い保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを継続します。
- 各圏域における軽度者向けの多様なサービス及び選択肢を周知していきます。
- 他職種間での話し合いの場を支援し、自立支援に向けた体制づくりを進めていきます。

（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

	施策・事業名	概要
①	関係機関との連携体制の強化	地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な取り組みを推進します。 後期高齢者の健診、医療、介護データの分析、対象者の抽出を行い、健康課題解決のための取り組みとして、個別通知、訪問等のハイリスクアプローチを行います。また、高齢者が集まる場において、医療専門職によるフレイル予防に注目したポピュレーションアプローチを行います。

（２）健康づくりの推進

	施策・事業名	概要
①	各種がん検診の実施	がん検診受診の必要性を理解し、受診行動に繋がるように関係機関と協力して啓発に努めます。また、精密検査未受診者が、早期に医療機関を受診するように医療機関と連携を図るとともに、未受診者に対しても勧奨します。
②	健康教育、健康相談の実施	生活習慣病等の予防について、各種教室等を開催し、正しい知識の普及を図ります。また、家庭における健康管理に資することを目的に個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。
③	特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者 医療健康診査の実施	特定健康診査として、40 歳以上の瀬戸市国保加入者を対象に身体測定、血液検査、尿検査等を実施し、メタボリックシンドローム対策として、生活習慣改善の保健指導を行います。また、後期高齢者医療保険加入者を対象に身体測定、血液検査、尿検査等を実施します。

	施策・事業名	概要
④	歯・口腔の健康づくり	歯科節目健康診査として、30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の市民を対象に口腔内一般診査、保健指導を実施します。 後期高齢者歯科健康診査として、76 歳、80 歳の市民を対象に口腔内一般診査、口腔機能検査、保健指導を実施します。
⑤	地域・各種団体との連携	せと健康マイレージ事業として、健康づくりに取り組むことでポイントをため、愛知県の発行する「まいか」を交付し、「まいか」交付者に協賛企業からの記念品の抽選を実施します。 各地区の保健推進員に対し養成講座や食生活改善推進員の養成、現任推進員に対する研修を実施します。
⑥	予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）の実施	主に B 類定期接種について、広報やホームページ、ポスター掲示、かかりつけ医からの案内等により、対象者が適切な時期に接種できるよう周知を図り、接種率の向上を図ります。

（３）介護予防の推進

	施策・事業名	概要
①	介護予防活動の普及・啓発	要支援および要介護状態でない 65 歳以上の高齢者に対して、介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援していきます。
②	大人の充活！ワンコイントレーニング	介護予防（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の低下予防、認知機能の低下予防）を目的としたトレーニング教室を開催します。
③	シニア世代のスポーツ健康カレッジ	名古屋学院大学スポーツ健康学部と連携し、健康づくりのための運動教室を開催します。
④	大人のオーラルケア教室	口腔機能向上を目的とした、歯科医師や歯科衛生士によるプログラムを実施します。
⑤	地域はつらつ講座	地域の団体からの依頼により、地域包括支援センターの職員（主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士など）を派遣する介護予防プログラムを実施します。
⑥	地域サロン等応援事業	地域におけるサロン活動などに、介護予防に関する専門職を派遣し、介護予防プログラムを実施します
⑦	大人の本気ダンスプロジェクト	口腔フレイル予防の普及・啓発を行い、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止を推進することを目的に、瀬戸市オリジナル口腔ダンス「瀬戸の情熱」の担い手を養成し、社会参加促進、生きがい創出につなげます。
⑧	補聴器助成【新規】	市内に居住の聴力機能の低下が見られる 65 歳以上の高齢者を対象に、補聴器の購入費用を一部助成します。

（４）介護予防・生活支援サービスの展開

	施策・事業名	概要
①	介護予防ケアマネジメントの実施	高齢者が自立した生活を送ることができるよう、心身や日常生活の状況に応じたケアプランを地域包括支援センター等が作成し、適切なケアマネジメントが実施できる体制を整備します。
②	介護予防・生活支援サービス事業の実施	事業対象者及び要支援認定者を対象に、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスの４つのサービスを実施します。
③	リエイブルメントの実施【新規】	日常生活に支障を感じ始めた高齢者（事業対象者・要支援認定者）が、元の生活を取り戻すことを目的とした短期集中型の介護予防プログラムを実施します。

基本目標３　住み慣れた地域における生活の継続支援

施策の背景

- 有料老人ホームは、近年、多様な介護ニーズの受け皿としての重要性が高まっています。
- 認知症施策について、「新たな認知症観」を地域全体で理解し、共生社会を形作るために、市全体で「自分ごと」として受け止め、認知症について理解を深めることが求められています。

施策の方向性

- 本市は、全国や愛知県と比較して、訪問介護サービスの利用割合が高く、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らすことを望む高齢者が多いことが分かります。
- 高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、住民のニーズに合った取組を進めることが求められています。
- 高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくために、介護保険以外の生活支援サービスの充実や支援のためのネットワークを構築し、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めていきます。
- 高齢者向け住まいの入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援を推進します。
- 認知症の人を地域で支えるために必要な医療・介護サービス等について、現状を確認し、共生社会を実現するために必要な取組を推進します。

（１）在宅生活の支援

	施策・事業名	概要
①	訪問理美容サービス	理容店・美容院へ行くことができない在宅介護を受けている方を対象に、最大年４回訪問して頭髪カットを行い、容姿を整え生活の質の維持ができるよう支援します。
②	配食サービス	管理栄養士が審査したバランスのとれた食事を配達することで、高齢者の栄養改善及び見守り・安否確認体制の強化を図ります。
③	ごみのふれあい収集	家庭から排出されるごみ等を、独力で集積場まで持ち出すことが困難な要介護認定等の高齢者や障害者等のために玄関先でごみ収集を行います。

（２）安心への支援

	施策・事業名	概要
①	もーやっこサポート事業	高齢者の自宅の冷蔵庫の開閉を感知するセンサーを設置し、センサーに異変があった場合にはコールセンターから本人、別居の家族へ連絡をすることで、見守り、安否確認を行います。
②	瀬戸市居住支援協議会の活用	居住支援法人を中心に、地元の不動産事業者、引越事業者、葬儀会社等が連携し、居住に課題を抱える住宅確保要配慮者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を進めます。
③	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	入居者が安全かつ快適な生活を送れるよう、生活援助員の派遣・IoT を活用した見守りを実施します。
④	見守りネットワーク協定締結事業者との連携	高齢者の日々の生活に関わる民間事業者と協定を締結し、見守りを必要とする高齢者等の異変を早期に発見し、安心安全メール等も活用して、安否確認等の適切な対応につなげるための連絡体制を強化します。

（３）低所得者への支援

	施策・事業名	概要
①	介護福祉手当の支給	介護費用負担軽減のため、低所得者を対象に手当を支給します。
②	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	低所得で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用負担額を軽減し、その軽減した額の一部を市が補助します。
③	特定入所者介護サービス費（補足給付制度）	低所得世帯の高齢者等が介護保険施設への入所やショートステイを利用する際の食費・居住費の軽減を行います。
④	高額介護サービス費の支給	利用者が負担割合に応じて 1 か月に支払った介護サービス費の合計額が所得区分に応じた上限を超えたときに、超過部分を支給します。
⑤	健康診断書料助成事業	介護サービスのうち、通所介護・短期入所生活介護等を利用するうえで必要とされる健康診断書に係る文書料の一部を助成します。

（４）安全への支援

	施策・事業名	概要
①	バリアフリーに配慮した道路の整備	鉄道駅周辺において、バリアフリーに対応した施設の整備を行います。また、必要に応じて点字ブロック等を修繕します。
②	高齢者の交通安全、防犯意識の高揚	警察や交通・防犯の関係団体と連携しながら交通安全及び防犯の啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。また、自転車を利用する高齢者のヘルメットの着用を促進します。 高齢者に対し、特殊詐欺対策機器の購入に要する費用の一部を補助します。また、悪質な訪問販売等による消費者被害を防止し、相談に対応します。
③	災害時要配慮者対策（避難行動要支援者対策）	避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難することができるよう、支援者をはじめ地域の関係者等との連携、支援体制を整備するとともに、日頃からの見守り体制等を強化し、民生委員等と連携しながら、「避難行動要支援者名簿」を整備します。
④	福祉避難所の確保	災害時に要配慮者等が避難できる場所として、福祉避難所や備蓄品を確保し、ＩＣＴの活用により地図データ等との連携を図ります。また、災害時の効果的な活用について検討します。
⑤	感染症の流行・自然災害への備え	介護施設や事業所が、感染症発生や自然災害発生時でもサービスを継続できる対応基準を定期的に確認します。 県や保健所、協力医療機関等と連携して支援体制を整備し、介護施設や事業所の介護サービス提供体制の継続を支援します。

（５）家族介護者への支援

	施策・事業名	概要
①	相談体制の充実	相談窓口の積極的な周知及び各機関の連携の拡充により、家族支援者及び被介護者を支援します。
②	家族介護者の就業定着・就業支援の充実	介護による離職をできる限り防ぐため、介護者への支援制度・相談窓口等について周知し、仕事と介護の両立に関する啓発を行います。介護と育児のダブルケアへの対策に向けた啓発・周知を行います。
③	認知症介護家族支援事業	認知症の方を介護している介護者に対して、お互いに悩みを相談し、情報交換ができる機会を提供する「認知症介護家族交流会」や、認知症理解や対応方法、利用できる制度を学ぶとともに、介護者同士の仲間づくりの機会を提供する「認知症家族支援プログラム」を開催します。
④	せとらカフェ	認知症の方の居場所づくりとその家族の気分転換の場、地域の方々の認知症理解の場、介護等の相談の場として開催します。

（６）地域づくりの推進

	施策・事業名	概要
①	地域ケア会議の開催	地域住民や関係機関と、高齢者の課題等について情報を共有し、対応策や連携・協力方法、地域課題等について検討する地域ケア会議を開催します。
②	認知症に関する理解促進・相談先の周知	認知症や認知症の方に関する正しい知識や理解、「新しい認知症観」について、広く啓発し、認知症高齢者が地域で暮らしていくことができる環境づくりを進めます。 また、認知症ケアパスの作成・普及や認知症に関する理解促進、相談先の周知等を行うとともに、認知症の方の意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保します。
③	認知症初期集中支援チームの設置	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援として、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、対象者の支援方針を検討する会議を定期的に開催します。 認知症の方やその家族と関わり、アセスメントを実施するとともに、症状の説明や対応方法のアドバイスをする等の初期支援を包括的、集中的に行うことで、自立生活のサポートを図ります。
④	ひとり歩き高齢者家族支援	家族が居場所を確認できる位置検索サービス（ＧＰＳ）と、高齢者を保護した際、緊急連絡先を市と警察がわかる履物に貼る蛍光色シール（おかえりサポートステッカー）を提供します。
⑤	若年性認知症の方への支援	関係機関との連携体制を構築し、若年性認知症の方の早期相談支援体制の構築や相談窓口の周知に取り組みます。
⑥	認知症おれんじ保険（認知症高齢者等個人賠償責任保険）	認知症により、事故を起こしてしまった場合の保険を提供します。

基本目標４　尊厳を持って暮らし続ける地域社会の実現

施策の背景

- アンケート調査では、成年後見制度の認知度は36.6%であり、令和８年６月の成年後見制度の抜本的な改正を踏まえて、制度の利用に関する周知を図っていくことが必要です。
- 認知症高齢者等の支援の必要な高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の権利擁護はますます重要となっています。

施策の方向性

- 尾張東部権利擁護支援センターの周知及び利用を促進し、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。
- 高齢者虐待の予防及び対応等、高齢者の権利を守るための施策を実施します。

（１）高齢者の権利擁護

	施策・事業名	概要
①	成年後見制度の普及啓発	尾張東部権利擁護支援センターや近隣市町と協力しながら、成年後見制度や権利擁護に関する市民向けのセミナーや、行政・福祉関係者のための勉強会等を開催します。
②	高齢者虐待の防止と早期対応	高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域住民や関係機関等と連携し、積極的な啓発に取り組みます。 また、地域における見守り・支え合いネットワークの充実を図ります。
③	養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化	養介護施設従事者等への教育研修や、管理者等への指導を行います。
④	高齢者の投票機会の確保	様々な要因により、投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会を確保できるよう、柔軟に対応できる期日前投票の活用や、投票所への移動支援の実施（実施投票区にデマンド型タクシーの無料送迎）、要介護状態区分が要介護５である方に対して郵便等による不在者投票を行います。

基本目標５　持続可能な介護サービス提供基盤の構築

施策の背景

- 近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加による頼れる身寄りがいない高齢者等の増加に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることを前提として、介護保険サービス基盤の充実と、持続可能な介護保険事業の確保が課題となっています。
- 地域包括ケア体制の中核的な役割を担う地域包括支援センターは、増加する事業対象者及び要支援者のケアプラン作成をはじめ、業務内容が多様化・複雑化していることから、体制の立て直しが喫緊の課題です。
- 多機関が協働した重層的・包括的な支援体制の構築を進めるとともに、地域での見守り活動の推進等、地域を基盤とする支援体制を強化していく必要があります。
- 介護が必要となった高齢者の誰もが、必要な介護保険サービスを適切に利用できるよう、介護保険サービスの質の向上に取り組むことが求められます。

施策の方向性

- 地域包括支援センターが包括的な支援体制の整備に当たり、多様化・複雑化していく地域住民の課題に対応できるよう、適切な運営体制を整備し、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に推進できる運営に努めます。
- 介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体等と連携した人材確保や人材の育成、多様な人材の活用を推進するとともに、介護分野での資格所有者の復職や再就職支援、結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備等、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを推進します。
- 適切なサービスの確保と提供を図るために、介護給付の適正化を行い、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築を目指します。

（１）地域包括支援センターの運営の充実

地域包括支援センターの概要

＜地域包括支援センターの概要＞

地域包括支援センターは、市民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的に設置される機関で、本市内には地域型を７か所、それらを統轄する基幹型を１か所設置しています。

■連区・包括支援センター名

（陶原・長根）やすらぎ地域包括支援センター

（效範・水南）ふたば地域包括支援センター

（山口・本地・菱野・新郷）はたやま地域包括支援センター

（東明・品野・下品野）地域包括支援センターしなの

（祖母懐・原山台・萩山台・八幡台）地域包括支援センターせと

（水野・西陵）水野地域包括支援センター

（道泉・深川・古瀬戸）地域包括支援センター中央東

	施策・事業名	概要
①	総合相談	生活機能の状況に応じたさまざまな機関･制度の支援を可能にするため、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築します。ネットワークを通じて高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行い、初期の相談対応や、支援方針に基づくさまざまなサービス等につなぎます。
②	権利擁護	高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。
③	包括的・継続的ケアマネジメント支援	包括的・継続的なケアマネジメントがおこなわれるよう、地域のケアマネージャーの後方支援を行います。
④	介護予防ケアマネジメント	介護予防対象者の選定や介護予防サービスのケアプランの策定、評価を行います。
⑤	地域包括支援センターの体制強化	地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量や業務内容に応じた適切な人員を配置し、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
⑥	地域におけるネットワーク体制の構築と強化	地域包括支援センターを拠点とし、介護予防ケアマネジメントに加え、困りごとのある地域住民と、福祉サービスや地域資源とを結びつける総合的な支援を行います。 また、各地域包括支援センターとの連携を図り、情報共有、研修の機会を設けます。
⑦	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置	介護予防・生活支援サービスの充実や地域課題の解決のため、地域資源の発掘や生活支援の担い手養成、サービスの創出、担い手の活動の場の確保、並びにサービス提供主体間の連携の体制づくりを推進する生活支援コーディネーターを支援します。 情報共有及び連携強化の場として地域に協議体を設置し、住民参加の体制づくりを推進します。

（２）介護保険サービス基盤の整備

	施策・事業名	概要
①	サービス提供事業所の整備	整備目標量を定めた介護サービスについて、事業所数を把握し、計画的に事業所を整備します。
②	介護保険制度の周知	介護サービスの申請時や利用検討している方に対し、市役所の窓口や地域包括支援センターにおいて、パンフレットの配付等を通じて情報提供や説明を行います。わかりやすい資料の作成に努めます。

（３）質の向上への取り組み

	施策・事業名	概要
①	事業所の指導・監督	地域密着型サービス事業所等の運営指導及び監査を実施し、介護サービスの提供状況、運営基準等の遵守やサービスの安全性の確認等運営実態を把握し、運営指導、監査等を行います。
②	居宅介護支援事業所への研修事業の実施	介護支援専門員の育成や資質の向上を目的として、市内の居宅介護支援事業所に対して、年に１回外部講師による研修を実施します。
③	介護サービス相談員の派遣	サービス利用者等からの相談に応じ、利用者と施設の橋渡しをすることで、サービスの改善や調整を行います。また、利用者の意見・要望等に適切に対応するために介護サービス相談員の研修等を実施します。
④	介護サービス事業者との連携強化	瀬戸介護事業連絡協議会と連携し、介護に関する情報を交換します。
⑤	介護サービス情報の公表	介護サービス利用者等が事業所や施設を比較・検討できるよう、「介護サービス情報公表システム」へ情報登録を各事業所や施設に促し、運営指導時に確認します。

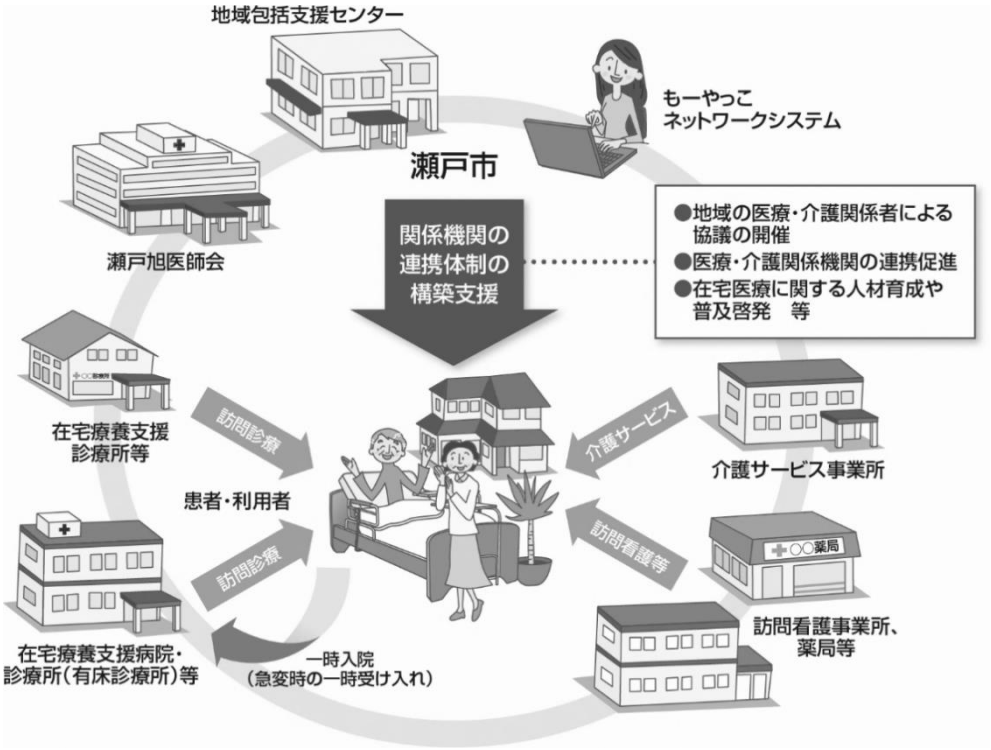
（４）介護人材確保の取り組み

	施策・事業名	概要
①	人材の確保及び資質の向上	国、県と連携し、介護職の魅力発信をします。また、現職者のキャリアパス支援となるような研修会の開催や、介護職に従事することを検討している方と事業所とのマッチングを行うほか、介護支援専門員研修受講費を補助します。
②	介護現場における業務効率化	介護分野で働く人材の確保や介護現場における業務仕分けの観点から、ＩＣＴ導入支援等の事務軽減支援体制を整備します。 本市独自の在宅医療を支えるシステムであるもーやっこネットワークシステムの利活用を関係機関と連携しながら推進します。
③	働きやすい環境づくり	運営指導時に事業所におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じているかを確認し、必要な指導や情報提供を行います。

（５）安心できる医療と介護の連携

	施策・事業名	概要
①	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで営むことができるよう、地域の実情や課題に応じ、在宅医療や介護の提供体制を構築します。 ＰＤＣＡサイクルに沿って、以下の内容に取り組みます。また、医療・介護の各場面に目指すべき姿を設定し、課題の抽出、検討を行います。 ①地域の医療・介護の資源の把握、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、④在宅医療・介護連携に関する相談支援、⑤地域住民への普及啓発、⑥医療・介護関係者の情報共有の支援、⑦医療・介護関係者の研修 ＜場面毎の対応＞ 場面（①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取り、⑤認知症に対応、⑥感染症発生時、⑦災害時対応）毎に目指すべき姿を設定し、課題の抽出、検討を行います。
②	人生会議（ＡＣＰ）の周知	自分が受ける医療や介護等を、自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなった時に備え、どのような医療や介護をどこで受けたいか、自分が大切にしていることや望んでいること等を、前もって考え、周囲の人と繰り返し話し合い、共有する取り組みである「人生会議（ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング）」を周知します。 また、瀬戸市社会福祉協議会や民間企業との連携によるセミナーを開催し、人生会議への理解促進、普及啓発を行います。

▸医療と介護の連携イメージ図



（６）介護給付等適正化への取り組み

	施策・事業名	概要
①	要介護認定等の適正化	認定調査を実施する職員は、県が実施する研修へ参加します。市職員が介護認定調査結果の点検を全件行い、疑義が生じた案件は調査員に確認及び情報共有を図り、調査スキルの向上と平準化に取り組みます。
②	ケアプラン点検	市内にあるすべての居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対して、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、ケアプラン点検を継続します。
③	縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検では、介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処理を行います。医療情報との突合では、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、医療と介護の重複請求を防止します。